

# 300人以上の給与計算で 特に確認したい 注意POINT

TECO Design Presents

# 勤怠データ

- ・ 所定労働日数（or暦日数）の合計が正しいか。
- ・ 出勤0日の根拠。
- ・ 全休者のリスト
- ・ 前月と今月での行方不明者がいないか  
（手で別途入力していた人などいないか）
- ・ 時給者がいる場合には、時間数に漏れがないか。
- ・ 時給者の有休時間等に漏れがないか、時間数が正しいか。
- ・ 会社特有のチェック項目
- ・ 日数と時間数の連動（休出1日なのに休出時間が0H）など
- ・ 数字の誤り（桁が非常識、10進数と60進数の勘違い）
- ・ 受け取った勤怠データの人数と計算人数の確認
- ・ 法定休日がとれているか
- ・ 産休・育休時の全欠者の出勤簿

# 手当データ

- 回数との連動
- 通勤手当の変更時の忘れがないか
- 指示がないのに手当が変更されていないか
- 時短勤務者の所定労働時間（割増賃金等に利用）

# 控除データ

- 社会保険加入なのに雇用保険非加入の理由
- 社会保険非加入なのに雇用保険加入の理由
- 前月雇用保険 と 今月雇用保険 の有り無しが  
契約変更者/免除者等で正しく行われているか  
※設定が誤っているため計算が誤っている場合が多い
- 計算期間途中での契約変更者/退職者の保険料、手当日割  
(特に雇用保険は分けて計算する)

# 支給データ

- マイナス、0円になる場合の根拠
- 振込口座の設定漏れ
- 差引支給額と振込金額の差の根拠（マイナス支給）
- 振込元銀行 と 振込先銀行のルール

# 入退社データ

- 計算期間途中の入退社  
日割り計算忘れがないか（特に通勤手当）
- 社会保険料、住民税の控除金額の誤りがないか
- 契約書とデータ上でつじつまが合わない箇所がないか

# その他漏れがち!要注意。

- 取得の等級が適正かどうか（報酬訂正）
- 契約変更が定年再取得に該当するかどうか
- 同一年内における再入社
- 住民税、新規の手続き
- 会社負担の保険料更新
- 産休・育休の保険料免除分調整（賞与分も）
- 産休・育休時の銀行口座名義の変更
- 賞与支給付月の急な退職による返金



# どんなツールでも、 導入がゴールではなく 運用がスタートラインです

！  
TECO Designの導入支援サービスは  
単なる設定代行とは異なります。  
現状と課題をしっかりとヒアリングし  
サービス選定し、業務設計してまいります。

無料オンライン相談も開催中ですので、  
お困りの際にはお気軽にお問い合わせください。

**杉野 慎**  
代表取締役社長

# お問い合わせ

01

## メールでお問合せ

フォームを記入しご送信ください!

<https://teco-design.jp/blog/contact/>



02

## オンライン相談予約

1回1時間のオンライン相談です。完全無料

[!https://teco-design.jp/blog/onlineconsultation/](https://teco-design.jp/blog/onlineconsultation/)



03

## ショールームで体験してみる

東京 神楽坂で実際にいろいろなサービスを体験できます

<https://cloud-station.jp/>

RECOMMEND

